

13. 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見を有する者の意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第十六条に基づき、環境影響評価準備書を令和元年10月23日から令和元年11月21日まで縦覧に供し、令和元年10月23日から令和元年12月6日まで意見を求めたところ、同法第十八条第一項に基づく環境の保全の見地からの意見書は1通でした。

提出された意見及び都市計画決定権者の見解は表13-1に示すとおりです。

表13-1 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

一般の環境の保全の見地からの意見	都市計画決定権者の見解
<p>中富田地区は、オオタカを含め、雉、鶯、メジロ、ホオジロ等貴重な鳥類が生息しており、道路による騒音、振動、排気ガス、粉塵等又、風の流れの変化等で生息は不可能であり、自然に包まれた環境が消滅します。</p> <p>騒音、振動等については、数値で言えばこれまで、ほぼ「ゼロ」であり快適な睡眠の確保が出来ていたが、レベル77とはいかかなものか、地形も環境も違う場所での机上の数値では疑問が湧き大変不安です。</p> <p>9月8日の早朝の豪雨で、中央バイパス道路の雨水が鈴鹿市の河川「井戸川」護岸工事が殆ど無しに大量に流れ崖が大木2本共々崩れ河川を堰き止める程であった。</p> <p>又、同じく「河次川」この川も護岸工事が無く中央バイパスから大量の雨水が流れ関西線が水没し夕方まで復帰しませんでした。芥川の堤防も壊れ大きな被害が発生しました。中富田町の民家に浸水の恐れがありました。中央バイパス道路の雨水を河次川の排水設備（津賀町）大きく破壊された事が大きな一因と考えます。12月至っても修復工事は施工されていません。三重県の芥川も、特に広瀬町から中富田町に至っては、危険のいきを超えています。</p> <p>こんな危険きわまり無い所にどうして道路の計画をたてたのですか、地元の住民との説明がありません。</p> <p>コースの変更を切にお願いしたいものです。</p>	<p>鳥類や騒音・振動をはじめ事業特性及び地域特性並びに専門家等の技術的助言を踏まえて選定した全ての項目において、中富田地区周辺の環境に与える影響は、事業者として実行可能な範囲内でできる限り回避または低減し、環境保全の配慮が適正になされていると評価しています。</p> <p>なお、今後の工事計画等の詳細な検討にあたっては、周辺他事業との調整を図りながら、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分に配慮して行うものとします。さらに、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講じます。</p> <p>鈴鹿亀山道路の建設に伴う排水処理については、鈴鹿亀山道路の道路計画が都市計画決定され、詳細な構造を検討していく中で、河川管理者や地元自治会などと協議をしながら進めます。</p> <p>現行ルート案は、工事中を含め供用後の自然的構成要素の良好な状態の保持や生物の多様性の確保、自然環境の体系的保全、歴史的文化的な遺産の保存等に計画周辺地に対して実行可能な範囲内で配慮するとともに、集落等の通過をできる限り避け、治水安全性並びに道路利用者の安全性を考慮したルート案であり、最適であると考えています。</p>

14. 準備書についての三重県知事及び関係市長の意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第二十条第一項に基づく環境の保全の見地からの三重県知事意見、並びに関係市長意見と、それらに対する都市計画決定権者の見解を表 14-1、表 14-2、表 14-3 に示します。

表 14-1(1) 三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般	(1) 事業の実施時期が未確定であることから、着手までに事業計画地周囲の環境に変化が認められる場合には、あらかじめ必要な調査等を実施したうえで、必要に応じ追加の環境保全措置を検討すること。	当初想定していなかった自然的、社会的環境の変化が生じた場合は、必要に応じ調査を実施します。調査の結果、評価書の予測結果に比べて著しい環境影響が明らかとなった場合は、適切な措置を講じます。
	(2) 環境保全措置のうち、今後の詳細な設計において具体化されるものについては、専門家の意見も踏まえたうえで、十分な効果が得られる内容とすること。	今後、設計を実施する段階では、必要に応じ、専門家や関係機関の意見を聴取し、環境影響を可能な限り低減できる計画となるよう努めます。
	(3) 事業の実施に伴う環境影響や環境保全措置の内容について、地域住民等に丁寧に説明し、理解を得るよう努めること。	事業の実施にあたっては、地元説明会を開催するなど地域住民等と情報を共有しながら事業を進めます。
	(4) 事業の実施にあたっては、最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。	事業の実施にあたっては、環境負荷低減のための最新技術の活用を検討するなど、環境影響の低減に努めます。
	(5) 事業の実施にあたり予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行うとともに、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。また、事後調査についても実施を検討すること。	当初想定しなかった環境影響のおそれが生じた場合は、必要に応じて、調査や再予測等を行います。著しい環境影響が明らかとなった場合は適切な措置を講じます。
騒音	(1) 工事の実施における建設機械の稼働及び供用時の自動車の走行に係る騒音について、防音パネルや遮音壁の設置等の環境保全措置を確実に実施すること。さらに、道路に近接する居住地や河川緑地等の利用者への影響について、一層の低減に努めること。	防音パネルや遮音壁の設置、作業員に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施し、道路に近接する居住地への影響を可能な限り低減します。河川緑地への影響については現時点では小さいと考えていますが、環境保全措置の徹底により、影響の低減に努めます。
	(2) 工事用車両の運行にあたっては、環境保全措置の徹底や工事用車両の運行計画の検討等により、事業実施区域周辺への影響を可能な限り低減すること。	工事にあたっては、環境保全措置として位置付けている工事用車両の運行の分散や作業員に対する適切な指導を行い、近隣の居住地への影響の低減に努めます。

表 14-1(2) 三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
<p>地形・地質 (地下水)</p>	<p>鈴鹿川周辺の地下水の利用状況について再度調査を行い、評価書に記載すること。また、事業実施により地下に構造物を設置する際は、動植物の生息・生育環境や水道水源等に影響が生じる可能性があることから、地下水の水位、水質への影響を可能な限り低減すること。</p>	<p>水道水源位置を再度調査し、修正しました。 橋梁下部工等の掘削を要する箇所では、設計段階において、事前に地下水の水位、水質を把握するための調査を行い、想定される影響を把握した上で、必要に応じ、地下水への影響を低減するための対策を検討します。また、評価書「11. 環境影響評価の結果」の「11.6. 地形及び地質」に示すとおり、上記内容を環境保全措置に位置付けます。</p>
<p>動物・植物</p>	<p>(1) 事業の実施時期が未確定であることから、事業実施に先立ち再度動植物の生息・生育状況の調査を行い、その結果をもって専門家、関係機関と協議のうえ、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>環境保全措置を実施するとした重要種については、工事着手前に調査を実施します。また、それ以外の重要種については、工事開始までに長期間を要するなど自然環境の著しい変化が明らかとなった場合、再調査の実施を検討します。再調査の結果、当初想定しなかった環境影響が明らかとなった場合は、専門家等と協議の上、適切な措置を講じます。</p>
	<p>(2) 事業により生息・生育環境の一部が消失、縮小するものの周辺に同様の環境が残されることから生息環境が保全されるとした動植物については、改変による影響の程度を精査し、保全されるとした理由を評価書においてより明確にするよう努めること。また、必要に応じ環境保全措置を検討すること。</p>	<p>重要な種の生息・生育環境が改変により縮小する場合は、このことを明記し、P3-13に記載のある一般的な環境保全の方針による影響の回避・低減も踏まえて予測結果を精査しました。</p>
	<p>(3) 動植物の生息・生育環境について、現状の自然環境の維持により影響の回避、低減に努めること。また、事業により改変する森林や、草地等を可能な限り回復させ、生息・生育環境の創出に努めること。</p>	<p>重要種に対し、実行可能な範囲で生息地・生育地を避けた道路計画としています。また、事業により改変する区域については、改変前の自然環境に近づけるよう努めます。</p>
	<p>(4) 移植するとして重要な種については、専門家の意見を踏まえ、遺伝的攪乱に留意したうえで移植地を選定すること。また、移植地の生息・生育環境が維持されるよう努めること。</p>	<p>遺伝子レベルでの多様性を保全するため、移植地の選定にあたっては、現在の生息地・生育地に極力近い箇所における適地の選定に努めます。また、移植地の選定については専門家の意見も踏まえ検討します。</p>

表 14-1(3) 三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
生態系	<p>環境保全措置として設置するボックスカルバート等については、専門家の意見を踏まえ、生態系の連続性にも配慮したうえで、対象とする動物に対して適切な位置や構造、密度とすること。また、その利用については不確実性が残るため、事後調査の実施及びその結果を踏まえた追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後、設計を実施する段階で、専門家の指導・助言や最新の技術指針等を踏まえ、保全対象種の移動経路の確保に資する有効な対策方法を検討します。</p> <p>ボックスカルバート等の設置にあたっては、計画路線の大部分が開けた水田環境を通過することから、配置箇所の検討に必要な移動経路の特定が困難となる可能性があり、ボックスカルバートの適切な配置に不確実性が残ります。そのため、評価書「11. 環境影響評価の結果」の「11. 10. 生態系」に示すとおり、事後調査を実施することとします。</p>
歴史的文化的な遺産	<p>工事の影響が想定される指定文化財及び埋蔵文化財については、関係機関と継続して協議を行い、必要に応じ適切な措置を検討すること。</p>	<p>埋蔵文化財包蔵地の改変を極力抑える計画としていますが、今後、設計を実施する段階で、関係機関と協議を行い、影響を回避できない場合は、発掘調査による影響の詳細な検討を実施します。調査の結果をもとに、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じます。また、評価書「11. 環境影響評価の結果」の「11. 13. 歴史的文化的な遺産」に示すとおり、上記内容を環境保全措置に位置付けます。</p>
日照障害 ・ 景観	<p>遮音壁の設置にあたっては、騒音の低減だけでなく、日照や眺望の変化についても配慮すること。</p>	<p>遮音壁の高さは2.5～3.0mと比較的低いこと、背後地は、遮音壁の設置位置から離れていることから、日照障害の影響は小さいと考えられます。</p> <p>また、必要に応じて透光型の遮音壁を採用することにより影響の低減を図ります。</p>

表 14-2(1) 鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	鈴鹿市長意見	都市計画決定権者の見解
全般	(1) 事業実施に際しては、環境に対する配慮事項や環境保全措置を確実に実施し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響への低減に努めること。 また、新たな影響の事実が判明した場合には、必要に応じて適切な措置を講じること	事業実施にあたっては、環境保全の方針に記載の配慮事項や、環境保全措置を確実に実施するとともに、施工段階においては、環境負荷低減のための最新技術の活用を検討の上、環境影響の低減に努めます。また、当初想定しなかった著しい環境影響が判明した場合は、必要に応じて適切な措置を講じます。
	(2) 施工方法、工事期間等詳細な計画は事業実施段階における地質調査等を基に決定し、事業実施に長期間を要する予定であることから、予測、評価及び環境保全措置に変更が生じる場合には、必要に応じて事業実施段階における環境影響の状況を把握すること。	当初想定しなかった環境影響のおそれが生じた場合は、必要に応じて、調査や再予測等を行います。著しい環境影響を及ぼすことが明らかになった場合は、適切な措置を講じます。
	(3) (仮称)北勢バイパス IC の予定地点に当たる竹野町・野辺町地域においては、本事業のほか、都市計画道路北勢バイパスが計画されており、隣接または一体的に整備が行われる区間もあることから、工事計画の策定、施工及び事後調査等に際し、当該地区周辺の環境保全に十分配慮すること。	(仮称)北勢バイパスIC付近における設計にあたっては、隣接する事業計画も踏まえ、環境影響を極力低減できる施工計画を検討し、当該地区周辺の環境保全に努めます。
大気環境 (大気質、騒音、振動、低周波)	(1) 学校、病院、住居等の近傍における工事の実施にあたっては、建設機械の稼働時間、工事用車両の運行など稼働時間が集中しないような作業等の平準化を図るなどをして騒音の低減に努めること。	学校、病院、住居等の近傍における工事の実施にあたっては、作業時間の平準化等、実行可能な範囲でできる限りの配慮を行います。
	(2) 工事用車両等は、最新排出ガス基準に適合したもので、低騒音、低振動の車両等を優先的に使用し、周辺環境への影響を最小限にするように努めること。また、建設機械においても排出ガス対策型の機種の使用に努めること。	建設機械、工事車両等は、最新の排ガス基準に適合したものを使用し、できる限り低騒音・低振動の車両を使用します。
	(3) 自動車の走行に係る低周波における影響は少なからず生ずることが予測されるため、できる限り低減または回避に努めること。	橋梁区間においては低周波音が発生するおそれがあるため、橋梁区間の低周波音予測評価を行っています。予測結果は参考指標を大きく下回っており、影響は小さいと判断しています。

表 14-2(2) 鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	鈴鹿市長意見	都市計画決定権者の見解
<p>大気環境 (大気質、 騒音、振動、 低周波)</p>	<p>(1)住宅地の集合している地域について、全線に防音壁を設置する旨の検討をすること。</p>	<p>住宅地の集合する地域を含め、対象道路の各区間の騒音予測を行い、環境基準を超過する区間に対して、環境保全措置として遮音壁を設置します。</p>
	<p>(2)鈴鹿川河川緑地上空を橋梁で通過する計画であることから、利用者に対する大気環境(大気質・騒音・振動)の影響が懸念されるため、予測及び評価について評価書への追加を検討すること。</p>	<p>緑地等は生活場所として認識されないため、大気環境の評価対象にしていませんが、近くに構造が類似する区間(大気質のNO.8地点、騒音のNO.9地点、振動のNO.9地点)の予測結果は評価基準を下回っており、影響が小さいことがわかっています。鈴鹿川緑地と道路路面の高低差は更に大きいため、影響の程度は更に小さくなると考えられます。</p>
	<p>(3)工事の実施及び供用時について「工事用車両の運行に係る大気質・騒音・振動の予測地点」⑧鈴鹿市甲斐町の付近には、学校給食センター(鈴鹿市岡田町724番地)及び牧田小学校(鈴鹿市岡田一丁目29番1号)があり、周辺の大気質・騒音・振動等の影響発生が懸念されるため、特に配慮した計画とすること。</p>	<p>ご指摘の「工事用車両の運行に係る大気質・騒音・振動の予測地点」⑧については、予測結果が評価基準以下であること、給食センターと小学校は工事用車両の走行予定ルートから50m以上は離れていること等から、工事用車両の走行による小学校・給食センターへの影響が比較的小さいと考えられますが、工事中はできる限り配慮した施工に努めます。</p>
<p>水質</p>	<p>河川、ため池等の水域における工事の実施に当たっては、濁水の流出を防止するため、適切な措置を講じること。</p>	<p>土工部の工事実施にあたっては、土工部からの濁水及び土砂の流出に配慮し、沈砂池の設置等の適切な措置を講じます。</p>

表 14-2(3) 鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	鈴鹿市長意見	都市計画決定権者の見解
地形及び地質	<p>(1) 地下水の利用及び水道水源の場所の記載について誤りや欠落があるため、再度調査を行い、鈴鹿川の地下水脈に対する影響評価を追加した評価書を作成すること。また、鈴鹿市水道水源流域保全条例が定める区域内について、地下埋設構造物に関し制限がかかる場合があるため、計画段階で事前協議を行うこと。詳細については別紙意見を参考にする。</p>	<p>地下水の利用及び水道水源の位置を修正しました。 今後、設計段階において流動調査等による影響の詳細な検討を実施することを環境保全措置として追記しました。また、影響検討結果を踏まえ、関係機関への事前協議を行います。 地下水の利用状況等については評価書「4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）」の「4.2社会的状況」に、地下水に対する予測評価結果については評価書「11. 環境影響評価の結果」の「11.6地形及び地質」に示しています。</p>
	<p>(2) 重要な地形への影響をできる限り低減及び回避に努めること。</p>	<p>重要な地形として選定した水沢扇状地の改変をできる限り避けた計画としています。水沢扇状地の一部の分布域を通過しますが、改変の程度は極めて小さいです。</p>
	<p>(3) 準備書（要約書）P4-5 調査結果の概要（社会的状況）に「対象区域では、地下水を利用した上水道はありません。」と有りますが、鈴鹿市の上水道は鈴鹿川の地下水を利用しており、配水量に占める割合は約85%になります。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえ、修正しました。</p>
	<p>(4) 準備書 P4-114 図 4.2-5 水道水源位置図に鈴鹿市上下水道局の水源である庄野1号水源、庄野2号水源、庄野3号水源、庄野4号水源、平田3号水源の記載が無いため追加すること。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえ、修正しました。</p>

表 14-2(4) 鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	鈴鹿市長意見	都市計画決定権者の見解
地形及び地質	<p>(5) 準備書（要約書）P9-2 都市計画決定権者の見解に「地下水への影響は極めて小さい」、準備書（要約書）P12-23 水質の環境保全措置に「工事の実施に係る水質に対する環境保全措置の検討は行わないこととしました。」と有りますが、ルート1において、鈴鹿市上水道事業の水道水源である鈴鹿川左岸の汲川原水源から右岸の庄野水源及び平田水源の近辺若しくは鈴鹿川内に、橋脚等の杭、基礎等の地中部に関する工事を行えば、工事中及び供用後において、水道水源への影響が極めて大きいと予測しています。しかしながら、鈴鹿川の水道水源の位置及び水道水源を形成している地下水脈の流路・深さ・水位・地層・地質・水質等の調査が行われていないため、速やかに聞き取り等の調査を実施し、鈴鹿川の地下水脈に対する環境影響を評価し直すこと。</p>	<p>今後、設計段階において流動調査等による影響の詳細な検討を実施することを環境保全措置として追記しました。また、影響検討結果を踏まえ、関係機関への事前協議を行います。</p> <p>地下水に対する予測評価結果については評価書「11. 環境影響評価の結果」の「11.6 地形及び地質」に示しています。</p>
	<p>(6) 鈴鹿市水道水源流域保全条例が定める区域内について、地下埋設構造物に関し制限がかかる場合があるため、計画段階で事前協議を行うこと。</p>	<p>橋梁部の施工予定箇所においては、設計段階において関係機関に事前協議を行います。</p>
動物、植物、生態系	<p>(1) 環境保全措置の効果に不確実性が伴うことから、そのための事後調査の実施に当たっては、専門家の指導・助言を得て実施すること。</p>	<p>動物、植物、生態系の事後調査の実施にあたっては、専門家の指導・助言を得て調査を実施し、適切な評価に努めます。</p>
	<p>(2) 事前に予測し得ない著しい環境上の影響が生じる場合には関係機関と協議及び専門家からの指導を得ながら適切な措置を講じること。</p>	<p>当初想定しなかった著しい環境影響が明らかとなった場合は、関係機関及び専門家の指導・助言を得て適切な措置を講じます。</p>
景観	<p>鈴鹿市景観計画に整合した設計とするため、環境影響評価書の調査、予測及び評価の手法で検討した結果を踏まえ、本市都市計画課と事前に協議を行うこと。</p>	<p>今後、設計を実施する段階で、関係機関へ協議を行うとともに、必要な措置を講じます。</p>

表 14-2(5) 鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	鈴鹿市長意見	都市計画決定権者の見解
歴史的文化的な遺産	<p>伊勢国府跡については路線を離れる計画であるが、台地縁辺部に瓦窯跡等の関連遺跡が存在することが予想されるため、万が一工事中に発見した場合、工事の進捗に影響が出ることも視野に入れること。</p> <p>また、未指定ではあるが、台地縁辺部の古墳群への影響を最小限にするように、引き続き検討・協議を願う。</p>	<p>今後、設計を実施する段階で、埋蔵文化財包蔵地の改変を極力抑える計画としていますが、影響を回避できない場合は、発掘調査による影響の詳細な検討を実施します。その上で、関係機関に協議を行い、必要な措置を講じます。</p>
温室効果ガス等	<p>事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。</p>	<p>工事の実施にあたっては、低燃費型建設機械を使用するなど、温室効果ガスの排出量削減に配慮します。</p>
事後調査	<p>予測の不確実性が少ない項目であっても、予測、評価及び環境保全措置に変更が生じた場合には、事後調査の実施を検討すること。</p>	<p>当初想定していなかった自然的、社会的環境の変化や事業計画の変更等により、著しい環境影響を及ぼすことが明らかとなった場合は、必要に応じ、事後調査を実施するとともに、環境保全のための適切な措置を講じます。</p>
その他	(1)事業の実施にあたっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。	<p>今後も鈴鹿亀山道路の事業の進展に伴い、適宜、情報発信に努めます。特に、設計段階においては地元住民への丁寧な説明を行い、実行可能な範囲で地元の要望を踏まえた設計や施工方法を検討します。</p>
	(2)鈴鹿亀山道路の工事が、児童生徒の通学路付近にかかることが考えられるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の登下校の時間を考慮した工事車両の通行 ・児童生徒の安全確保のための警備員の配置 ・工事により通学路が一部遮断されるような場合、う回路の確保等児童の安全を最優先にした対策をお願いします。 <p>また、工事区間、工事期間、安全対策等について、該当する小中学校に事前説明を行うこと。</p>	<p>工事用車両の運行ルートの設定にあたっては、近隣の小学校の通学路に配慮し、必要な措置を講じます。また、工事区間や工事期間、安全対策等の情報について、関係する小中学校に事前説明を行います。</p>

表 14-3(1) 亀山市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	亀山市長意見	都市計画決定権者の見解
全般	(1) 根拠となる調査結果データの提示と合わせたうえで十分な分析を行い、具体的な数値により評価を行っていただきたい。	予測・評価は「道路環境影響評価技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）を参考として可能な限り具体的な数値を用いて行いました。また、根拠となる調査結果については、可能な限り本評価書に記載しています。
	(2) 環境影響評価法に定められた項目のみを評価するのではなく、施工する上で生じることが予想される事象や影響を十分検討の上抽出し、評価に加えていただきたい。	本事業の評価項目は、環境影響評価法のみならず、三重県環境影響評価条例等の考え方を踏まえ、想定しうる影響項目について、予測評価を行っています。
	(3) 今後施工までの期間に現地環境が変化することから、過去のデータに捉われず必ず現地の実情を精査したうえで、あらゆる環境影響について必要に応じて柔軟に対策を講じていただきたい。	当初想定していなかった自然的、社会的環境の変化により、著しい環境影響を及ぼすことが明らかとなった場合は、環境保全のための適切な措置を講じます。
	(4) 今後の事業進捗に応じて、利害関係者の意見を広く聴取するとともに、必要に応じて設計及び施工に反映していただきたい。	今後、設計を実施する段階で、利害関係者の意見を聴取し、実行可能な範囲で環境影響を低減できる設計及び施工を検討します。
	(5) 環境影響評価準備書に対する三重県知事および各市長意見に対しては、各々の意見の内容に応じ、評価書において具体的に回答いただきたい。また、一般の環境の保全の見地からの意見について、準備書においては適切な回答がなされていない項目が見受けられるため、一般意見を地域住民の声として真摯に受け止め、評価書においては内容に応じて具体的に回答していただきたい。	三重県知事および各市長意見に対し、丁寧な回答に努めました。 一般の環境の保全の見地からの意見については、全ての意見を確認の上、ご指摘いただいた環境影響への懸念を可能な限り考慮した予測評価を実施しています。また、地元説明会を開催するなど地元と情報を共有しながら事業を進めます。
水質	工事の実施に伴い発生する水質の影響について、方法書に対する意見を付したものの、準備書における予測評価が水の濁りのみを対象としており、環境に与える影響の評価としては不十分である。水に含まれる化学物質にも影響を及ぼすこともあるため、工事期間を通して様々な水質項目のモニタリングを実施し、影響を低減させる措置を講じていただきたい。	現時点では工事に伴う水質への影響は小さいと予測しています。ただし、著しい環境影響が明らかとなった場合は、環境保全のための適切な措置を講じます。

表 14-3(2) 亀山市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	亀山市長意見	都市計画決定権者の見解
地形・地質	<p>能褒野橋付近に水道水源があるため、上水道として利用される水の水質の変化など、工事に伴うあらゆる影響の有無を評価し、水源地向への影響が生じないよう詳細設計し、施工までに亀山市へ協議いただきたい。また、車両事故からの油や冬季に散布される融雪剤散布等が流出する恐れがあり、上水道として利用される水への影響が懸念されるため、道路排水についてオイルトラップ等の対策を講じていただきたい。</p>	<p>今後、設計を実施する段階で、地下水脈への影響を把握し、設計段階において関係機関への事前協議を行います。また、道路排水についての対策も設計段階で協議を行います。</p> <p>融雪剤による影響については、既往研究にてほとんど影響がないことが確認されているため、現時点では影響は小さいと考えています。ただし、著しい環境影響を及ぼすことが明らかとなった場合は、環境保全のための適切な措置を講じます。</p>
動物、植物、生態系	<p>天然記念物や絶滅危惧種のみならず、例えば鈴鹿川河川敷にて生息が確認されている新種の昆虫等、工事区間に存在する特筆すべき動植物に対する影響を低減させるよう、道路や橋梁の設置位置を配慮する等措置を講じていただきたい。</p>	<p>「3.2.10.2)環境保全の方針」に基づき、計画・設計、工事の実施、土地又は工作物の存続及び供用それぞれの段階において、天然記念物や絶滅危惧種のみならず特筆すべき動植物に対しても環境への影響を低減させるよう努めます。</p>
景観	<p>事業実施の段階において、亀山市景観計画における景観形成基準に適合する計画としていただきたいことから、協議をお願いしたい。</p>	<p>今後、設計を実施する段階で、景観形成基準への適合を確認の上、関係機関へ協議を行うとともに、必要な措置を講じます。</p>
歴史的文化的な遺産	<p>(1)この調査では、調査区内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地をすべて取り上げていないため、工事に当たっては、該当するすべての周知の埋蔵文化財包蔵地の保護について十分な協議をしていただきたい。特に、亀山ジャンクション東側の計画地内には、複数の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますので注意していただきたい。</p>	<p>埋蔵文化財包蔵地の分布を確認し評価書「11.環境影響評価の結果」の「11.13歴史的文化的な遺産」に追記しました。</p> <p>今後、設計を実施する段階で、埋蔵文化財包蔵地の改変を極力抑える計画としていますが、影響を回避できない場合は、発掘調査による影響の詳細な検討を実施します。その上で、関係機関に協議を行い、必要な措置を講じます。</p>
	<p>(2)史跡、名勝、天然記念物で調査から漏れているものが見受けられるため、再度見直していただきたい。特に市指定天然記念物のナギの木は、計画地の端部から500mの範囲に近接しているので注意していただきたい。</p>	<p>史跡、名勝、天然記念物を確認し、修正しました。なお、いずれの史跡等においても影響を回避した平面計画としています。</p>
	<p>(3)表中、峯城跡への主要アクセスを峯城跡北東の農道としていますが、峯城跡への主要アクセスは、北東部だけでなく南東部にもあるため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置について、十分ご配慮いただきたい。</p>	<p>評価書の表11.13-3に峯城跡への主要アクセスルートとして峯城跡南東の道路を追記しました。峯城跡への主要アクセスが北東部及び南東部に存在することに留意し、今後の施工計画を検討します。</p>

表 14-3(3) 亀山市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	亀山市長意見	都市計画決定権者の見解
その他	<p>(1)本線は、圃場を分断する計画であるため、付替に伴う農道や用排水路の設置箇所や構造を設計する際には、付近住民の移動経路や既存水路を可能な限り分断することが無いよう、利害関係者の要望を広く聴取していただきたい。さらに、設置後は適切な維持管理に努めていただきたい。</p>	<p>今後、設計を実施する段階で、利害関係者の意見を聴取し、付近住民の生活への影響を可能な限り低減できるよう配慮します。</p>
	<p>(2)工事に伴い他所から搬入し使用する土砂については、本年4月施行の「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に準拠した取扱いを徹底し、その成分を調査する等有害物質の混入防止を徹底していただきたい。また、事業実施の段階において、土砂の運搬ルート等について、関係各課との協議及び地元への十分な説明をいただきたい。</p>	<p>工事実施段階においては、有害物質が混入していないことを確認の上、使用に供します。また、土砂の運搬ルート等については、事前に関係各課との協議及び地元への説明を行った上で実施します。</p>
	<p>(3)道路照明灯による光害や高架による日照障害、交通車両による粉塵など、農作物への影響が懸念される。また、農業用水路に対する事故によるオイル流出や融雪剤散布の影響も懸念され、その取水や排出先の水量が変化する恐れもある。それら農地や農業用水路への影響が生じないように十分考慮した構造としていただくとともに、実施設計時に協議いただきたい。</p>	<p>農地や農業用水路等への影響については、設計段階において、できる限り配慮し、関係機関へ協議を行います。</p>

15. 国土交通省中部地方整備局長及び都市計画同意権者の意見と都市計画決定権者の対応

環境影響評価法第二十三条に基づく環境大臣の意見を勘案して述べられた同法第二十四条に基づく環境保全の見地からの国土交通省中部地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応を表 15-1 に示します。

表 15-1(1) 評価書についての国土交通省中部地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応

環境要素	国土交通省中部地方整備局長及び都市計画同意権者の意見	都市計画決定権者の対応
総論	<p>(1) 調査・予測及び評価の再実施 本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されていないため、本事業の実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性がある。このため、本事業の工事着手前に工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討し、その結果を踏まえ、調査・予測及び評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。</p>	<p>「事業実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性があることから、工事着手前に工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討し、その結果を踏まえ、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。」と評価書第14章に記載しました。</p>
	<p>(2) 環境保全措置の具体化 今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。</p>	<p>「今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や必要に応じて聴取する専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討します。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性の確保に努めます。」と評価書第14章に記載しました。</p>
	<p>(3) 周辺工事との影響の低減 対象事業実施区域の周辺において工事計画の検討が進められている「都市計画道路北勢バイパス」等について、本事業と工事期間が重複する場合は、当該工事の内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに本事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響を低減すること。</p>	<p>「対象道路事業実施区域の周辺で計画されている「都市計画道路北勢バイパス」等について、対象道路事業と工事期間が重複する場合は、当該周辺計画に係る工事内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに対象道路事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響の低減を図ります。」と評価書第14章に記載しました。</p>
	<p>(4) 地域住民等への丁寧な説明 本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。</p>	<p>「工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、対象道路事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明を行います。」と評価書第14章に記載しました。</p>

表 15-1(2) 評価書についての国土交通省中部地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見
とそれに対する都市計画決定権者の対応

環境要素	国土交通省中部地方整備局長及び 都市計画同意権者の意見	都市計画決定権者の対応
騒音	<p>ア 自動車の走行による騒音 計画路線に設置する遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とすること。また、計画路線以外の周辺道路においては、他の道路管理者及び関係機関が、供用開始後に本事業者と連携して把握する当該路線周辺の騒音の状況や交通量を踏まえ、環境保全対策を適切に講ずることにより、環境基準の達成が図られるよう、本事業者として、適切に連携及び調整を図ること。</p>	<p>「遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とします。」「都市計画対象道路以外の周辺道路においては、他の道路管理者及び関係機関が、供用開始後に本事業者と連携して把握する当該路線周辺の騒音の状況や交通量を踏まえ、環境保全対策を適切に講ずることにより、環境基準の達成が図られるよう、事業者として、適切に連携及び調整を図ります。」と評価書第11章第2節に記載しました。</p>
	<p>イ 建設機械の稼働による騒音 建設機械の稼働に伴う騒音については、住居地域に近接して工事が行われることから、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の状況及びその遮音効果を確認し、その状況に応じ、騒音影響を低減するための適切な措置を講ずること。</p>	<p>環境保全措置として、工事用車両の運行の分散及び作業者に対する工事用車両の運行の指導を行うこととしています。また、工事中の対応として、「工事中には、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況及びその遮音効果を確認し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。」と評価書第11章第2節に記載しました。</p>
人と自然との触れ合い活動の場	<p>計画路線は、サイクリングロードの始点であり、かつ、「鈴鹿バルーンフェスティバル」が開催されるなど、人と自然との触れ合いの活動の場となっている「鈴鹿川河川緑地」を横断する計画であり、当該緑地の利用者に影響を与えると考えられる。この影響を軽減するため、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえ、環境保全措置の具体的な内容を検討し、実施すること。</p>	<p>環境保全措置として位置付けている道路及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討に関し、「環境保全措置の具体化に当たっては、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえた検討を行い、利用者への影響低減に努めます。」と評価書第11章第12節に記載しました。</p>

表 15-1(3) 評価書についての国土交通省中部地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見
とそれに対する都市計画決定権者の対応

環境要素	国土交通省中部地方整備局長及び 都市計画同意権者の意見	都市計画決定権者の対応
廃棄物	<p>ア. 廃棄物の再生利用及び適正処理の推進 工事に伴い発生する廃棄物については、 できる限り、再生利用を図るとともに、工 事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応 じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物 を適正に処理すること。</p>	<p>廃棄物の処理に当たっては、積極的な 再利用を図ることを評価書第 11 章第 14 節に記載しています。さらに、「工事着 手までに、廃棄物の種類や発生量に応じ た処理方法及び処分先を決定し、廃棄物 を適正に処理します。」と評価書第 11 章 第 14 節に記載しました。</p>
	<p>イ. 建設発生土の現場利用の推進及び適切 な管理 建設発生土については、現場での利用を 推進すること。また、建設発生土の仮置場 を設置する場合は、その設置場所の選定に 当たり、周辺的生活環境及び自然環境への 影響が懸念される区域を回避するととも に、仮置場までの適切な運搬及び仮置場 における適切な管理を図り、建設発生土の飛 散及び流出等による周辺環境への影響を 回避又は極力低減すること。</p>	<p>本事業で発生する建設発生土は全てを 都市計画対象道路事業実施区域内の路体 盛土として再利用する計画としているこ とを評価書第 11 章第 14 節に記載してい ます。さらに、建設発生土の仮置場を設 置する場合の環境保全方針を評価書第 3 章第 2 節に一般的な環境保全の方針とし て追記したうえで、「建設発生土の仮置 場を設置する場合は、その設置場所の選 定に当たり、周辺的生活環境及び自然環 境への影響が懸念される区域を回避する とともに、仮置場までの適切な運搬及び 仮置場における適切な管理を図り、建設 発生土の飛散及び流出等による周辺環境 への影響を回避又は極力低減します。」 と評価書第 11 章第 14 節に記載しまし た。</p>
温室効果 ガス等	<p>工事中の排出削減対策及び省エネ設備 の導入等による供用時の温室効果ガスの 排出低減に努めるとともに、本事業の供用 前後における温室効果ガス排出量の変化 の把握を検討すること。 また、都市計画決定権者である三重県に おいては、本事業に係る都市計画につい て、地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)に基づき、当 該都市計画の目的の達成との調和を図り つつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共 団体の実行計画と連携して温室効果ガス の排出の抑制等が行われるよう配慮する こと。</p>	<p>低燃費型建設機械の使用、工事車両の アイドリングストップや省資源・省エネ ルギーに配慮した建設資材の使用等を採 用することにより、温室効果ガス発生量 の削減に積極的に努める計画としていま す。評価書第 3 章第 2 節に記載してい ますが、「国等による環境物品等の調達 の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)に基づく特定調達品目等の使用 に努める旨を追記しました。 また、「本事業の供用前後における温 室効果ガス排出量の変化の把握について 検討を行います。」「地球温暖化対策 の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、当該都市計画の目的の達 成との調和を図りつつ、地球温暖化対策 の推進に係る関係地方公共団体の実行計 画と連携して、温室効果ガス排出量の削 減等が行われるよう配慮します。」と評 価書第 3 章第 2 節に記載しました。</p>

16. 環境影響評価の委託先

環境影響評価に係る調査、予測及び評価は、表 16-1 に示す者に委託して実施しました。

表 16-1 環境影響評価に係る調査、予測及び評価の委託先

担当内容	環境影響評価の委託先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査 	委託先氏名 : 株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 委託先代表者 : 野崎 秀則 委託先住所 : 東京都渋谷区本町 3-12-1 住友不動産西新宿ビル 6 号館
	委託先氏名 : 株式会社 建設技術研究所 委託先代表者 : 中村 哲己 委託先住所 : 東京都中央区日本橋浜町 3-21-1 日本橋浜町 F タワー
	委託先氏名 : 株式会社 長 大 委託先代表者 : 永治 泰司 委託先住所 : 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 20 番 4 号
	委託先氏名 : 株式会社 東京建設コンサルタント 委託先代表者 : 大村 善雄 委託先住所 : 東京都豊島区北大塚 1-15-6
	委託先氏名 : 日本工営株式会社 委託先代表者 : 有元 龍一 委託先住所 : 東京都千代田区九段北一丁目 14 番 6 号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予測及び評価 ・ 環境影響評価準備書の作成 ・ 環境影響評価書の作成 	委託先氏名 : 日本工営株式会社 委託先代表者 : 有元 龍一 委託先住所 : 東京都千代田区九段北一丁目 14 番 6 号
	委託先氏名 : 株式会社 長 大 委託先代表者 : 永治 泰司 委託先住所 : 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 20 番 4 号
	委託先氏名 : 株式会社 建設技術研究所 委託先代表者 : 中村 哲己 委託先住所 : 東京都中央区日本橋浜町 3-21-1 日本橋浜町 F タワー